

個人事業主向け事業承継税制

平成31年1月1日以降の贈与・相続について適用される個人の事業用資産についての納税猶予（個人版事業承継税制）について、既存の小規模宅地等（特定事業用宅地等）との比較を通じてご説明いたします。

I 個人版事業承継税制の適用要件（一部）について

既存の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除」が法人の事業承継税制だとすれば、「個人の事業用資産についての納税猶予・免除」は個人事業主がその事業用資産である土地や建物などを次世代の後継者に引き継ぐため、その移転に係る贈与税・相続税を猶予する制度です。

対象資産	特定事業用資産	宅地等（400㎡まで）
		建物（床面積800㎡まで）
		その他の減価償却資産で一定のもの
事前手続	「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けること 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けること	
贈与	先代が事業廃止届を提出し、後継者が事業開始届・青色申告の承認を受けること	
相続	後継者が一定の期限までに事業開始届・青色申告の承認を受けること	
贈与後相続が発生	相続等により取得したものとみなし、贈与時の価額を課税価格に算入	

II 贈与・相続税額が免除される場合と納付が必要となる事由

免除となる場合	贈与税	先代事業者の死亡まで事業継続 後継者の死亡
	相続税	後継者の死亡まで事業継続 申告期限5年経過後に次世代へ同制度上の贈与
納付が必要となる事由	3年毎の継続届出書の提出がないとき	
	事業を廃止した場合・破産手続きを開始した場合	
	事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合	
	青色申告の承認が取り消された場合	

納付が必要となる事由に該当した場合には、該当した日から2月以内に猶予されていた税額の納付が必要となり、猶予されていた税額が多額の場合、事業の継続が必須となります。

III 既存の小規模宅地との比較について（国税庁 個人版事業承継税制のあらましより）

	個人版事業承継税制	特定事業用宅地等
事前の計画策定等	個人事業承継計画の提出	なし
適用期限	平成31年1月1日～令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	宅地等（400㎡まで）	宅地等（400㎡まで）
	建物（床面積800㎡まで）	
	一定の減価償却資産	
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

上の表のとおり、事業承継税制を利用する際には、事前の計画提出が必要となり、100%納税猶予されますが、受贈者・相続人が死亡するまで個人事業主として事業を継続する必要があり、事業を廃止した場合には猶予されている税額について納付が必要となるリスクがあります。しかし、小規模宅地等（特定事業用宅地等）は相続発生後に後継者の事業継続は申告期限までの継続が要件となり、評価額の20%部分の税負担で済みませんが、対象資産は土地に限られ、建物や減価償却資産は対象外です。